

■児童扶養手当・特別児童扶養手当

《児童扶養手当》

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるための手当です。

手当額や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●受給資格者

国内在住で、(1)~(8)のいずれかにあてはまる児童※を監護している母、監護し生計を同じくする父、または父母に代わって児童を養育している方

- (1)父母が婚姻を解消した児童
- (2)父または母が死亡した児童
- (3)父または母が一定の障がいの状態にある児童
- (4)父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (5)父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (6)父または母が母または父の申し立てにより保護命令を受けた児童
- (7)父または母の生死が明らかでない児童
- (8)母が婚姻によらないで出産した児童

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(心身に一定の障がいがあるときは20歳未満)

《特別児童扶養手当》

精神または身体に障がいがある児童の福祉増進を図るための手当です。手当額や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●受給資格者

国内在住で、身体や精神に中度または重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、もしくは父母に代わって児童を養育している方

※児童が障がいによる公的年金を受けられる場合や、施設などに入所中の場合、手当を受けることができません。

■手当額が変わりました

令和4年全国消費者物価指数の実績値が上昇したため、令和5年4月分から手当の額が変わりました。

手当	区分	~令和5年3月	令和5年4月~
児童扶養手当	全部支給	43,070円	44,140円
	一部支給	10,160~43,060円	10,410~44,130円
特別児童扶養手当	1級	52,400円	53,700円
	2級	34,900円	35,760円

※所得制限により、全部(一部)が支給停止となる場合があります。



18歳以下の方は利用無料、大人の方は協力金をいただきます。詳しくは、各子ども食堂にお問い合わせください。

☎こども支援課 ☎5522

名称	開催日時	会場	連絡先
まかないこども食堂 たべまな	毎週月曜日 午後3時~8時	新白河2丁目24	☎217912 メール info@kakecomi.org
白河こども食堂	5月18日(木) (毎月第3木曜日) 午後5時~6時30分	市公設地方卸売市場内 (五番町川原)	☎232723 (大統寺) メール soutetsu7@ybb.ne.jp ※要申し込み
らふみーる こども&みんなの食堂	5月14日(日)、28日(日) 正午~午後1時30分	高山西162-34	☎090-3759-4109 (山本) メール aneshis@yahoo.co.jp ※要申し込み
しらかわ大信こども食堂	5月20日(土) 午後4時30分~6時	大信増見字増見84	☎090-3982-3546 (滝田) ※要申し込み
しらかわ表郷こども食堂	5月17日(水) 午後4時~6時	吉野家ファーム福島 (表郷金山)	☎090-7337-1110 (坂本) メール npo.nextshirakawa@gmail.com
みらい子ども食堂	5月28日(日) 午後5時~7時	寺小路集会所	